

平成24年10月16日  
第2429号  
毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報



## 目次

### 告 示

- 漁船損害等補償法による付保義務の発生（549・農業経済課）…………… 1
- 肥料の登録の失効（550・水田総合利用課）…………… 1
- 秋田県の景観を守る条例第22条の指定区域の指定の全部改正（551・都市計画課）…………… 1
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定（552・河川砂防課）…………… 2
- 建設業の許可の取消し（553・山本地域振興局総務企画部）…………… 2
- 建設業の許可の取消し（554・仙北地域振興局総務企画部）…………… 2

### 公 告

- 県営土地改良事業工事の完了（鹿角地域振興局農林部）…………… 3
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出（北秋田地域振興局農林部）…………… 3

## 告 示

### 秋田県告示第549号

次の加入区について漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意があったものと認め  
たので、同法第112条の2第3項の規定に基づき、公示する。

平成24年10月16日

秋田県知事 佐竹敬久

船川港加入区

### 秋田県告示第550号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条の規定により、次の肥料の登録が失効したので、同法第16条第1項の規  
定に基づき、公告する。

平成24年10月16日

秋田県知事 佐竹敬久

登録番号	肥料の種類 及び名称	保証成分量（%） その他の規格		生産業者		失効年月日
				氏名又は名称	住 所	
秋田県 第210号	混合有機質肥料 「太平混合有機 9-1」	窒素全量 9.0	リン酸全量 1.0	太平物産株式会 社	秋田市卸町三丁目 3番1号	平成24年10月2日

### 秋田県告示第551号

秋田県の景観を守る条例（平成5年秋田県条例第11号）第22条第1項の規定に基づき、秋田県の景観を守る条例第22  
条の指定区域の指定（平成21年秋田県告示第465号）の全部を次のように改正する。

平成24年10月16日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県の景観を守る条例第22条第1項の規定による指定区域の指定

秋田県の景観を守る条例（平成5年秋田県条例第11号）第22条第1項の規定により、同条例第2章の規定を適用しな  
い市町村の区域を次のとおり指定する。

指 定 区 域	指 定 年 月 日
秋田市の全域	平成21年11月1日
横手市の全域	平成25年4月1日

**秋田県告示第552号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成24年10月16日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

区 域 名	区 域	
	郡市 町村 大字 字	地 番
臈淵	能代市字腹鞍ノ沢	19番1の一部（次の図に示す部分に限る。）、19番3の一部（次の図に示す部分に限る。）、19番9の一部（次の図に示す部分に限る。）、道路敷（次の図に示す部分に限る。）
	能代市字上関	59番1の一部（次の図に示す部分に限る。）、59番2、60番

「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を建設部河川砂防課及び山本地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

**秋田県告示第553号**

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年10月16日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日  
平成24年10月5日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号  
大塚電気工事  
能代市字鳥小屋59番地  
大 塚 定 道  
秋田県知事許可（般-23）第80351号
- 3 処分の内容  
電気工事業に係る一般建設業許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実  
平成24年10月5日付けで電気工事業に係る廃業等の届出があった。  
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

**秋田県告示第554号**

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年10月16日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日  
平成24年10月2日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号  
株式会社瀧神巧業  
仙北市角館町中菅沢77番地7  
代表取締役 佐 藤 慎  
秋田県知事許可（特-23）第60232号
- 3 処分の内容  
造園工事業に係る特定建設業許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実

平成24年10月2日付けで造園工事業に係る廃業等の届出があった。  
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

## 公 告

県営土地改良事業（松館地区ため池等整備事業）につき、その工事を平成24年1月20日完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づき、公告する。

平成24年10月16日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、大館市二井田真中土地改良区から次のとおり役員  
の退任及び就任の届出があったので、同法第18条第17項の規定に基づき、公告する。

平成24年10月16日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

### 1 退任理事の住所及び氏名

大館市二井田字贄ノ里123番地	安 達 英 樹
〃 〃 字高村24番地	小 畑 淳
〃 〃 〃 64番地	伊 藤 良 和
〃 〃 字下モ四羽出164番地	小 畑 耕太郎
〃 〃 字贄ノ里115番地	松 田 良 明
〃 〃 字上四羽出9番地1	小 畑 守
〃 赤石字屋布南2番地2	平 泉 久 男
〃 櫃崎字上野道上110番地1	虻 川 博
〃 二井田字贄ノ里45番地	小 林 大 樹
〃 〃 〃 50番地	田 畑 宗 秋

### 2 就任理事の住所及び氏名

大館市二井田字贄ノ里123番地	安 達 英 樹
〃 〃 字高村24番地	小 畑 淳
〃 〃 字贄ノ里45番地	小 林 大 樹
〃 〃 〃 115番地	松 田 良 明
〃 〃 字下モ四羽出164番地	小 畑 耕太郎
〃 櫃崎字上野道上110番地1	虻 川 博
〃 二井田字上四羽出110番地	真 崎 久
〃 赤石字屋布南2番地2	平 泉 久 男
〃 二井田字贄ノ里50番地	田 畑 宗 秋
〃 〃 字高村64番地	伊 藤 良 和

### 3 退任監事の住所及び氏名

大館市二井田字贄ノ里114番地	田 畑 健 一
〃 〃 字高村40番地	伊 藤 一 幸

### 4 就任監事の住所及び氏名

大館市二井田字贄ノ里114番地	田 畑 健 一
〃 〃 字高村40番地	伊 藤 一 幸